

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目 次＝

1. 重大事故等情報＝ 7 件（7 月 31 日～ 8 月 6 日分）

- (1) 法人タクシーの転覆事故
- (2) 乗合バスの車内事故
- (3) 乗合バスの車内事故
- (4) 法人タクシーの転覆事故
- (5) 乗合バスの車内事故
- (6) 乗合バスの車内事故
- (7) 貸切バスの衝突事故

2. トピック

- (1) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

（新着情報）

- (2) 「日々の運転状況の把握」及び「法令遵守にかかる指導監督」の重要性
～大型トラックの衝突事故から得た教訓～

事業用自動車事故調査報告書を公表します《R8. 7. 31 公表》

（新着情報）

- (3) 事故防止啓発動画を 2 本制作し、YouTube に公開致しました
（配信日：R8. 5. 15）
- (4) 運送事業者向けに「LINE 公式アカウント」を開設しました
（配信日：R8. 5. 1）
- (5) タクシーにおける事故防止啓発動画を公開しました
（配信日：R8. 4. 10）
- (6) 「事業用自動車総合安全プラン 2030」を策定しました
～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～
（配信日：R8. 4. 3）
- (7) トラックの安全運行の徹底について

(8) 「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します。

(9) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました
～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(1) 法人タクシーの転覆事故

この事故により、乗客1名が軽傷を負った。

この事故により、当該乗客1名が重傷を負った。

この事故により、当該乗客1名が重傷を負った。

この事故による負傷者はなかった。

(5) 乗合バスの車内事故

(4) 健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援

②補助事業の内容

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

○令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局 申請ポータルサイト

<https://hogo-zoushin.jp/r8/> ※令和8年7月31日10時より申請できません。

○国土交通省ホームページ 運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育・健康起因事故防止に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi2.html>

③補助事業の交付申請受付場所・受付期間

○申請受付場所：令和8年度予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

○申請受付期間：令和8年7月31日～令和9年1月29日（報道発表資料参照）

（注）社内安全の交付申請受付期間（令和8年7月31日10時～令和8年12月25日17時）

④留意点

○申請受付は令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局のHPとなっております。

運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。

○申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

⑤その他

報道発表資料

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002013883.pdf>)

(2) 「日々の運転状況の把握」及び「法令遵守にかかる指導監督」の重要性
～大型トラックの衝突事故から得た教訓～

事業用自動車事故調査報告書を公表します《R8.7.31公表》
(新着情報)

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

記

○ 特別重要調査対象事故

- ・大型トラックの衝突事故（群馬県伊勢崎市）
（令和6年5月6日発生）

※対象事故について

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000769.html

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

-
- (3) 事故防止啓発動画を2本制作し、YouTubeに公開致しました
（配信日：R8.5.15）

国土交通省では、自動車運送事業者向けに事故防止啓発動画を2本制作し、YouTubeに公開致しました。

どちらの動画も絶対に知っていただきたい内容を10分程度で分かりやすくまとめておりますので、ご覧ください。

【国土交通省公式 YouTube】

- ①【重要！】絶対知ってほしいアルコールの基礎知識・スクリーニング検査
（自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル）

<https://youtu.be/xG-0GiktCtc>

〔概要〕

近年、点呼後に飲酒する・昼食時に飲酒をするなど、アルコール依存傾向の強い運転者による飲酒運転事故が報告されています。

アルコール依存症は、自分で飲酒をコントロールできなくなる病気の一つです！

アルコールについて正しい知識を身に着けるとともに、スクリーニング検査を実施して運転者の飲酒傾向を確認しましょう。

管理者だけではなく、経営者、運転者にもご覧いただきたい動画です！

- ②現場で使える！ドライブレコーダーを活用した安全指導の実務ポイント

<https://youtu.be/-cKFfzacrW0>

〔概 要〕

本動画では、ドライブレコーダーの映像を活用した効果的な「指導・監督」の実践方法について解説します。

「ドラレコ導入してるけど、どう活用すればいいか正直よく分からない」
そのような事業者向けに、具体的な事例も交えて、ドラレコ映像の活用のポイントや指導監督の方法をステップごと分かりやすく解説しております。
ヒヤリ・ハットや小さな事故の映像を分析し、運転者自身の気づきにつなげることが、大きな事故を未然に防止する鍵となります。

(4) 運送事業者向けに「LINE 公式アカウント」を開設しました (配信日：R8.5.1)

このたび、国土交通省物流・自動車局安全政策課では、運送事業者の皆様に対する情報提供の充実および利便性向上を目的として、LINE 公式アカウントを開設いたしました。

★公式_国土交通省物流・自動車局安全政策課 公式 LINE アカウント
<https://lin.ee/QXAIyZD>

本アカウントでは、リッチメニュー機能を活用し、必要な情報・手続きなどの情報を“一箇所に集約”しました。

- ・ 制度や手続きに関する情報
- ・ 安全政策の最新情報
- ・ 当課公式 YouTube（事故防止・安全対策コンテンツ）へのアクセス
（軽トラック事業者の皆さま向け）
- ・ 適性診断、管理者講習の予約導線
- ・ 安全管理者選任届に関する問合せ

スマホから直感的に使える設計にしています。

また、今後は LINE での定期的な情報発信も行い、皆さんに“直接”情報を届けていくとともに、双方向のコミュニケーションにもつながっていきたいと考えています。

貨物・旅客を問わず、事業用自動車に関わる方にとって「まずここを見れば分かる」という情報基盤にしていきたいと考えていますので、ぜひ多くの方にご登録いただければと思います。

つきましては、本メールマガジンを購読されている方はもとより、関係のある運送事業者様に対しても、本LINE公式アカウントの周知および登録の推進にご協力を賜りますようお願いいたします。

(5) タクシーにおける事故防止啓発動画を公開しました

(配信日：R8.4.10)

タクシー事業者の皆様へ

国土交通省では、タクシーにおける事故防止啓発動画を3本制作し、YouTubeに公開致しました。

①と②はタクシー利用者向けの啓発動画になりますが、運転者教育でもご活用いただける内容となっております。

また、広く一般の方に知っていただきたい動画になりますので、国交省の公式X(旧Twitter)にポストしており、可能であればリポストをお願い致します。

【YouTube】

①タクシーに乗ったらまずはシートベルト！あなたとあなたの大切な人の命を守ります！！【タクシーご利用時のお願い】

<https://youtu.be/2Ld8cpQyHA>

②タクシーをご利用のお客様へ、二段階停止で安全にお送りいたします！

<https://youtu.be/yEhIfLmMoyE>

③夜間の道路に人が寝ている！？決して他人事ではありません【タクシー運転者向け事故防止動画】

<https://youtu.be/fJrANIWqdIA>

【国交省X(twitter)】

①タクシーに乗ったらまずはシートベルト！あなたとあなたの大切な人の命を守ります！！【タクシーご利用時のお願い】

https://x.com/MLIT_JAPAN/status/2042092840575234119

②タクシーをご利用のお客様へ、二段階停止で安全にお送りいたします！

https://x.com/MLIT_JAPAN/status/2042092866235986401

③夜間の道路に人が寝ている！？決して他人事ではありません【タクシー運転者向け事故防止動画】

https://x.com/MLIT_JAPAN/status/2042092901048709325

(6) 「事業用自動車総合安全プラン2030」を策定しました
～事業用自動車に係る新たな総合的安全対策をとりまとめ～
(配信日：R8.4.3)

国土交通省では、令和12年度（2030年度）までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2030」を策定しました。

本プランでは、昨今の情勢変化を捉え、自動車運送事業者における人手不足に対応した運行管理の高度化・一元化の推進、近年増加している貨物軽自動車運送事業での事故削減に向けた目標及び施策の設定を行うとともに、従来の目標値（件数）に加えて、今後のフォローアップにおいて取組の効果を適切に評価できるよう、走行距離あたりの件数も併記しています。

【皆様へのお願い】

自動車運送事業者の皆様におかれましては、本プランをご確認いただいたうえで、

- ・ 自社における事故削減目標および安全対策の策定
- ・ 策定した事故防止対策の実施及び定期的な見直し

を行い、PDCAサイクルに沿った継続的な事故防止対策を積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

官民が一体となり、世界に誇る安全・安心な輸送サービスの実現を実現しましょう。

【事業用自動車総合安全プラン2030の概要と本文はこちら】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2030.html>

【プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000752.html

(7) トラックの安全運行の徹底について
(配信日：R8.3.27)

3月20日に三重県亀山市の新名神高速道路において発生した大型トラックの衝突事故を受け、令和8年3月23日付けで、全日本トラック協会あてに、運行管理の確実な実施を求める注意喚起の文書を発出しました。

トラックの安全運行の徹底について

3月20日(金)午前2時20分頃、三重県亀山市の新名神高速道路下り線の野登トンネル内において、大型トラックが工事のため渋滞していた列の最後尾に追突し車両火災が発生（関係車両4台）、この事故により、追突された車両の乗員6名が死亡するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も重要です。

ついては、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、下記事項について、改めて周知徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. 事業者は、運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について、改めて徹底すること。

（1）運転者に対して、確実に点呼を実施し、安全な運転をすることができないおそれの有無について確認するとともに、必要な指示をすること。

（2）運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全な運行をすることができないおそれがある運転者を乗務させないこと。

（3）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、運転者に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること。

指導監督マニュアル

トラック 事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

トラック 事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

(8)「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します。

(配信日：R8.2.13)

国土交通省では、平成28年度より、運送事業者の皆様における事故防止策の参考となるよう、「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を開催しております。

この度、令和7年度セミナーについて講演動画を公開いたしますので、セミナーに参加できなかった方をはじめ、ぜひ皆様でご覧いただければ幸いです。

配信 URL：<https://www.youtube.com/watch?v=2j7uvYIYYB8>

配信内容：

●健康起因事故及び飲酒運転の防止に係る国土交通省の取組

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課 専門官 奥平 賢治

●ジェイアールバス関東の安全への取り組みについて

ジェイアールバス関東株式会社 専務取締役 松橋 賢一 様

●飲酒事故防止の取り組み事例について

東亜物流株式会社 輸送事業第一部 部長 執行役員 戸田 一也 様

●改訂版「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル」の解説と運用

～適切な検査と治療は安全運行への生命線～

NP0 法人ヘルスケアネットワーク（OCHIS） 副理事長 作本 貞子 様

●「まあいいか」を見逃すな！健康診断+αで自身と向き合う』

株式会社新宮運送 代表取締役 木南 晋一 様

(9) 事業用自動車事故調査報告書 啓発コンテンツを公開しました

～スマホ等からも手軽にご覧いただけます～

(配信日：R7.12.12)

国土交通省が公益財団法人交通事故総合分析センター（以下、「ITARDA（イタルダ）」という。）を事務局として設置して

いる「事業用自動車事故調査委員会」は、調査報告書をわかりやすくまとめた啓発コンテンツを作成しています。

今般、啓発マンガ第三弾を発行し、ITARDA（イタルダ）ホームページに公開しましたので、ぜひご覧ください。

引き続き、事業者・ドライバーの皆様に、わかりやすく活用しやすいコンテンツの提供に努めて参ります。

【掲載概要】

1. 掲載先

ITARDA ホームページ 事業用自動車事故調査委員会

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

2. 掲載内容

① 啓発マンガ

THE CASE STUDY その時ドライバーに何が起きたのか

第一弾（令和7年1月発行）

- ・貸切バスの横転事故（静岡県小山町）令和4年10月発生 他2事案

第二弾（令和7年3月発行）

- ・中型トラックの追突事故（山形県東根市）令和3年10月発生 他2事案

第三弾（令和7年12月発行）【NEW】

- ・大型トラックの衝突事故（宮城県栗原市）令和5年5月発生 他2事案

② 啓発動画

- ・大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）令和3年8月発生 他2事案

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省物流・自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/ankenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

